

令和4年3月25日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会  
(公印省略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正について

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために作成された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(以下、「ガイダンス」という。)につきましては、策定及び改訂の都度、その内容に関してご案内し周知のご依頼をしてきたところです。

この度、日本医師会より、別添の通り、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(「令和2年改正法」)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(「令和3年改正法」)の一部が令和4年4月1日に施行することに伴い、ガイダンスの一部が下記のとおり改正されるとの連絡があり、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会所属医療機関への周知につき、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、改正されたガイダンスは、厚生労働省等のホームページで閲覧・ダウンロード出来ますので、申し添えます。

◆厚労省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働政策全般 > 個人情報保護 > 厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

◆内閣府個人情報保護委員会 > 個人情報保護法等 > 法令・ガイドライン等 > 特定分野ガイドライン > 医療関連分野ガイダンス

## 記

### 1. ガイダンスの一部改正について

ガイダンスについて、別添1の新旧対照表のとおり一部改正を行い、別添2のとおりとすること。

### 2. 改正の概要

令和2年改正法及び令和3年改正法を踏まえ、新設された制度の解説や用語の整理等、所要の改正を行うもの。

主な改正事項は以下のとおり。

<令和2年改正法関係>

○仮名加工情報、漏えい等報告等について、事業者に求められる事項の解説等

<令和3年改正法関係>

○医療分野・学術分野の規律を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律が適用されることとなることを踏まえたガイダンスの適用関係の明記

○学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化されることを踏まえた、学術研究に係る例外規定に関する解説の追記 等

<その他>

○下記の事務連絡等において示した内容の反映 等

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報保護法の取扱いについて」(令和2年4月28日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)
- ・「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について」(令和2年3月31日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)
- ・「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」に関する「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」の更新(令和3年6月)

3. 施行期日

令和4年4月1日

【事務局】

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室  
TEL 06-6763-7021 FAX 06-6764-0267  
E-mail:kikaku@po.osaka.med.or.jp